

11 番（小川義昭君）

ぜひ前向きに検討をよろしくお伺いいたします。

最後の質問であります。新生児の聴覚スクリーニング検査についてお伺いします。一般に耳の聞こえに障害を持つお子さんは、1,000人に1人の割合で生まれてくると言われています。聞こえは話し言葉の習得と深い関係にあり、言葉が耳から聞こえることによって話す言葉が育ちます。

それゆえ、早い時期に聞こえの障害に気づくことはとても大切ですが、聴覚障害は保護者にも医師にも目に見えないのがネックであります。そして、全ての赤ちゃんが新生児聴覚スクリーニング検査を受け、できるだけ早い時期に聞こえの状態を検査する必要があります。

仮に保護者が我が子の難聴に気づかずにいると、言葉の発達が遅れ、コミュニケーションが取れないなど、子供の発達に様々な影響を及ぼすと言われていています。ですから、早期発見が不可欠であり、補聴器や人工内耳を使って聴覚を補い、手話や文字などの視覚的手段も併用して、聞くこと、話すことを含め、言葉の発達を促すことができます。国は新生児聴覚検査事業について、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、少子化対策に関する地方単独措置として、実施主体を市町村とする一般財源化、いわゆる地方交付税措置がなされ、さらに平成29年12月、新生児聴覚検査の実施について、市町村において検査の受診勧奨や保健指導、公費負担について取り組むように努めることを通知しています。

そこで、質問いたします。

まず、本市の新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況についてお伺いいたします。続いて、新生児聴覚スクリーニング検査を受けていない新生児と保護者に対して、受診勧奨はどのように行っているのかお伺いします。

さらに、新生児聴覚検査は任意検査で保険が適用されず、1回当たり5,000円程度の自己負担が壁となって、検査を受けない懸念もあります。健康都市を標榜する本市として、早期に発見し、早期療育につなげる切れ目のない子育て支援の一環として、新生児聴覚検査における公費助成をぜひ検討願います。市長の見解をお伺いいたします。